

千曲川上流国有林の地域別の森林計画書 (案)

(千曲川上流森林計画区)

(変更)

(令和7年12月変更)

	計	画	期	間
自	令和6年	4月	1日	
至	令和16年	3月	31日	

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、令和8年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	1
（3）実施すべき治山事業の数量	

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森 林 の 所 在		治山事業施工 地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		うち前半 5年分		
上 田 市	1027～1029, 1030～1039, 1040～1041, 1042～1047, 1048～1056, 1063～1066・1195, 1067～1070, 1152～1156, 1157～1162, 1163～1165, 1166～1175, 1176～1179, 1187, 1188	47	32	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
小 諸 市	2001～2003・2005～2007, 2026	3	3	溪間工	
佐 久 市	1～4, 5～7, 8・13～15, 9～12, 2148～2156	16	12	溪間工, 山腹工	
東 御 市	1001～1003, 1009～1010	3	2	溪間工, 山腹工	
小 海 町	79～80, 81～83, 84, 85～86	8	3	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
川 上 村	44～47, 48～50, 51～54, 58～59, 60, 61～63, 64～65	16	11	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
南 牧 村	66～70, 71～72, 74～76, 78	7	5	溪間工, 山腹工	
南相木村	34～37, 38～40, 41～43	4	0	溪間工, 山腹工, 本数調整伐	
北相木村	29～31	2	0	溪間工, 山腹工	
佐久穂町	18～21, 25～26, 88～90, 91～92	6	0	溪間工, 山腹工	
軽井沢町	2046～2060・2062・2064, 2073～2087, 2088・2089・2093～2100・2110～2112・2114, 2101～2105・2123～2125・2127・2129～2133, 2106～2109・2113・2115～2122・2126, 2128・2134～2140, 2141～2142	23	11	溪間工, 山腹工	
御代田町	2027～2030・2032・2034～2036・2038～2044	2	2	溪間工, 山腹工	
青 木 村	1180～1182, 1183, 1185	4	0	溪間工, 山腹工	
長 和 町	1107～1109, 1110～1114, 1124～1126, 1127～1134, 1135～1138, 1139～1144, 1145～1151	26	17	溪間工, 山腹工	
計		167	98		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。